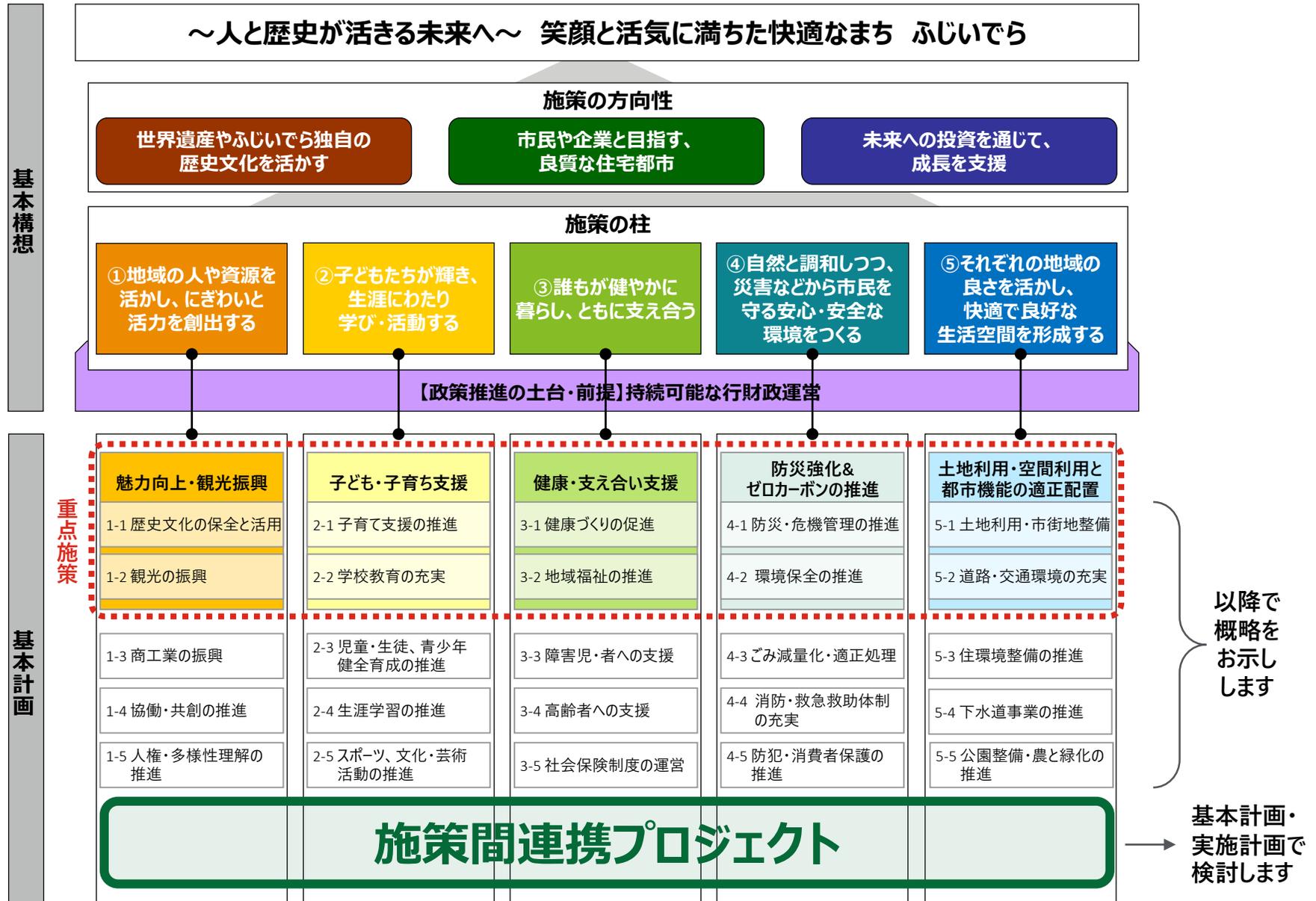


第六次総合計画の基本計画の概要

令和5年10月30日時点

施策体系の全体図は以下のとおりです



基本計画に記載する施策は以下を想定しております（1/3）

施策の柱	施策名	目指す状態	求められていること	取組方針（主な取組）
①地域の人や資源を活かし、にぎわいと活力を創出する	1-1.歴史文化の保全と活用	世界遺産や豊富な歴史資産を適切に保全・活用し、歴史文化の薫るまちをつくります。	世界遺産のある郷土への誇りや愛着心を高め、その価値を国内外に広く発信することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産の保全と活用 史跡等の保護と継承 文化財情報の発信
	1-2.観光の振興	市民の市への愛着増や来訪者との交流促進につながる、市民・事業者が「ふだんづかい」するまちをつくります。	本市が有する観光資源の効果的な魅力発信や来訪者対策、満足度向上に向けた取組が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 来訪者の利便性向上 観光拠点づくり 観光資源の魅力発信
	1-3.商工業の振興	市内の商工業活動を通じ、地域経済の拡大やにぎわいが創出される持続的に成長するまちをつくります。	企業価値・企業活力の向上への支援や新たな担い手づくりによる経済基盤の拡大が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の活力向上 地域経済の拡大 多様なネットワークの形成
	1-4.協働・共創の推進	様々な主体が協力し合い、地域課題の解決や新たな魅力を共に創りあげるまちをつくります。	市民・事業者・関係団体等と行政との連携体制を深め、目標や取組を共有することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 協働・共創のまちづくりの推進 地域コミュニティの活性化 公民連携の促進
	1-5.人権・多様性理解の推進	一人ひとりの人権や多様性が尊重され、平和で、誰もがいきいきと暮らせるまちをつくります。	一人ひとりが違いを認め、お互いの人権や異なる文化を尊重し合える環境づくりが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発・教育・相談支援の推進 国際理解・多文化共生の推進 男女共同参画の推進
②子どもたちが輝き、生涯にわたり学び・活動する	2-1.子育て支援の推進	子育てを支え、子どもたちが夢と希望を持ち、笑顔でのびのびと育つまちをつくります。	子どもを主役として、安心して育てられる子育て環境を充実することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育・保育の推進 子ども・子育て当事者の視点に立った取組の推進 子育て・子育てを支える環境づくり
	2-2.学校教育の充実	主体的で深い学びに取り組む力を身につけられるように、教育環境が整ったまちをつくります。	児童・生徒一人ひとりの個に応じた教育支援や生きる力を育む教育の推進が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 確かな学力の育成 個に応じた教育支援の推進 学校施設の計画的な整備
	2-3.児童・生徒、青少年健全育成の推進	子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、心身ともに健やかに成長できるまちをつくります。	家庭・地域・学校園が連携し、子どもたちの成長を地域全体で支える環境づくりが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童の居場所づくり 地域全体で支える体制の構築 体験や交流機会の充実
	2-4.生涯学習の推進	生涯にわたって自主的に学習し、生きがいがあり、豊かに生活ができるまちをつくります。	市民の学習ニーズに対応したプログラムの提供や読書環境の充実が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進体制の構築 魅力的な生涯学習講座の提供 訪れたい図書館環境の整備
	2-5.スポーツ、文化・芸術活動の推進	スポーツ、文化・芸術活動を通じ、生きがいがあり、市民同士の交流や活気のあるまちをつくります。	ライフステージに応じて参加できる環境づくりや活動機会の充実が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興事業の推進 ライフステージに応じたレクリエーション活動支援 文化・芸術に触れる機会の充実

基本計画に記載する施策は以下を想定しております（2/3）

施策の柱	施策名	目指す状態	求められていること	取組方針（主な取組）
③ 誰もが健やかに暮らし、ともに支え合う	3-1.健康づくりの促進	市民一人ひとりの健康づくりを促進し、健康長寿で笑顔あふれるまちをつくります。	あらゆる世代が健やかに暮らせるように、健康づくりへの支援を充実することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 各種検診（健診）受診率の向上 ライフステージに応じた健康づくり支援 地域医療体制の確保
	3-2.地域福祉の推進	市民同士の支え合いを通じて、誰もが孤立することなく、安心して健やかに暮らせるまちをつくります。	地域福祉のネットワークを強化し、支援が必要な人を、適切にサポートすることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉意識の醸成 市民相互の助け合いの推進 セーフティネットの推進
	3-3.障害児・者への支援	障害の有無に関わらず、誰もが地域社会で安心して暮らせる共生のまちをつくります。	障害のある人が、自立した生活や社会参加できる環境を整えることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けて 障害者雇用・就労の促進 切れ目のない相談体制の充実
	3-4.高齢者への支援	高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと日常生活を営めるまちをつくります。	関係機関や地域との連携を深め、高齢者の介護予防・重度化防止に取り組むことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの深化 高齢者の自己決定を支える体制づくりの推進 介護保険サービスと在宅サービスの充実
	3-5.社会保険制度の運営	社会全体で支え合い、誰もが健康で安心して生活できるまちをつくります。	社会保険制度や福祉医療費助成制度を、適正で安定的に運用していくことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業の安定的な運営 福祉医療費助成制度の運用 後期高齢者医療制度の適正な運営
④ 自然と調和しつつ、災害などから市民を守る安心・安全な環境をつくる	4-1.防災・危機管理の推進	様々な災害や危機事象から、市民の生命と財産を守ることができるまちをつくります。	関係機関や関係団体、地域との連携により、防災・減災体制の充実を図ることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害対策の推進 防災・危機管理意識の向上 関係機関との連携強化
	4-2.環境保全の推進	美しい街並みの保全やゼロカーボンシティの実現など、環境を大切にすまちなをつくります。	市民・事業者・行政が一体となり、生活環境の保全と地球温暖化対策の推進が必要で。	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の推進 生活環境の保全 環境美化の推進
	4-3.ごみ減量化・適正処理	ごみの適正処理や減量化に取り組み、衛生的できれいなまちをつくります。	ごみや環境問題に対する意識を高め、廃棄物の発生抑制と再資源化を促進することが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化の推進 再資源化の推進 ごみの適正処理の推進
	4-4.消防・救急救助体制の充実	消防・救急救助体制が充実し、市民の安全・安心が確保されたまちをつくります。	消防の広域化により、災害発生時や緊急時の対応力の強化を図ることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 消防体制の充実 救急救助体制の充実 広域的な連携強化
	4-5.防犯・消費者保護の推進	犯罪やトラブル、困りごとが少なく、安心して暮らせるまちをつくります。	地域と一体となった防犯体制の強化やトラブルを未然に防ぐ相談体制の充実が必要で。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯意識の醸成 地域防犯活動の充実 消費者保護の推進

基本計画に記載する施策は以下を想定しております（3/3）

施策の柱	施策名	目指す状態	求められていること	取組方針（主な取組）
⑤それぞれの地域の良さを活かし、快適で良好な生活空間を形成する	5-1.土地利用・市街地整備	適正な土地利用により、にぎわいと交流があり、コンパクトで居心地のよいまちをつくります。	計画的な土地利用や適切な街並み景観の保全により、住みやすさやまちの魅力を高める必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 適正な土地利用の形成 魅力ある市街地の形成 良好な都市景観の形成
	5-2.道路・交通環境の充実	快適で安全な道路空間や良好な交通環境が確保されるまちをつくります。	計画的な道路整備や適切な公共交通の確保により、安全性と利便性の向上が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 快適な道路環境の形成 公共交通の充実 交通安全対策の推進
	5-3.住環境整備の推進	良好な住環境を整えることで、本市への移住意向や定住意向が高まるまちをつくります。	住宅の耐震化や空家対策を推進し、安全で安心して暮らせる環境づくりが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 空家対策の強化 建築物等の安全対策の推進 適切な住宅政策の推進
	5-4.下水道事業の推進	計画的な下水道事業を展開し、快適で安心して暮らせるまちをつくります。	未整備地域の解消や施設の老朽化対策、効率的な事業運営が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道（污水）の整備促進 老朽化対策等の促進 効率的な事業運営
	5-5.公園整備・農と緑化の推進	公園整備や緑化推進により、市民が憩える良好な空間のあるまちをつくります。	誰もが気軽に利用できるような、緑とうるおいのある生活空間を創出する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある公園づくり 農地の保全、活用 まちなか緑化の推進
⑥持続可能な行財政運営	6-1.行政運営の推進	市民にとって、分かりやすく・スムーズに行政手続きができるまちをつくります。	分かりやすい組織づくりやDXの推進により、市民目線に立った行政運営を行うことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 職員の人材育成・確保 効率的な組織機構や仕組みの構築 自治体DXの推進による窓口の効率化
	6-2.財政運営の推進	歳入確保と歳出削減に取り組むことで、必要な行政サービスが提供できる財政運営が行えるまちをつくります。	継続した行財政改革に取り組みながら、健全な財政を維持していくことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 歳入の見直し 財源の確保 公有財産の有効活用
	6-3.広域行政の推進	市民ニーズに応じ、関係自治体と連携しながら、効果的で質の高い行政サービスが提供できるまちをつくります。	広域的な取り組みにより、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 府・近隣自治体との連携 行政事務の広域処理 公共施設等の広域的利用
	6-4.広報活動の推進	必要な情報を分かりやすく得ることができる、住みやすいまちをつくります。	市の広報力を高め、多様な方法により、伝わる情報発信を行っていくことが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 広報内容の充実 職員の広報力の向上 多様な媒体を活用した情報発信の充実
	6-5.シティプロモーションの推進	本市の魅力が広く共有され、「藤井寺ファン」を増やし、選ばれるまちをつくります。	多彩なプロモーション活動により、本市の魅力を効果的に情報発信する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> 関係人口・交流人口の拡大 都市イメージの向上 多彩なプロモーション活動の展開